【中小企業金融円滑化法期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況】

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来しましたが、当金庫は中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと変わることなく中小企業の金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

中小企業金融円滑化法の期限到来後から平成31年3月末までの実績については下表の通りであり、貸付けの条件変更等の実行は債務者が中小企業者の場合6，016件の増加、債務者が住宅資金借入者の場合91件の増加となっております。

〔債務者が中小企業者である場合〕

①貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

（単位：件）

	平成25年3月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6,320	6,705	7,022	7,309	7,590	7,926	8,237	8,539	8,785	9,007	9,282	9,855	10,267	10,737	11,558	12,391
うち、実行に係る貸付債権の数	6,110	6,467	6,820	7,096	7,352	7,702	8,020	8,324	8,560	8,794	9,039	9,609	10,018	10,447	11,291	12,126
うち、謝絶に係る貸付債権の数	61	61	64	70	70	70	70	70	82	82	82	90	92	92	97	97
うち、審査中の貸付債権の数	65	93	48	53	71	57	48	42	40	28	56	47	46	77	42	39
うち、取下げに係る貸付債権の数	84	84	90	90	97	97	99	103	103	103	105	109	111	121	128	129

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

②貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

（単位：件）

	平成25年3月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	152	155	164	166	172	175	179	181	185	191	197	202	208	217	229	245
うち、実行に係る貸付債権の数	125	131	133	138	143	147	152	154	157	162	168	171	180	187	200	216
うち、謝絶に係る貸付債権の数	8	8	8	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12
うち、審査中の貸付債権の数	4	1	7	1	2	1	0	0	1	2	2	3	0	2	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16